

1月は償却資産・新型コロナウイルス感染拡大に伴う軽減措置の申告月です

事業を営んでいる人（事業主）は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について、申告が必要です。また、全ての人や事業者は、建物を新築や増築、取り壊したときは、届け出が必要です。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-21124

固定資産税の「償却資産」とは、事業用の構築物や機械、器具、備品などが該当し、課税の対象です。

申告が必要な事業主の例

- ・病院や建設業、工場などを経営
- ・商店や飲食店、理・美容室を経営
- ・農林畜産業を営んでいる
- ・アパートや貸家、駐車場の賃貸を行っている
- ・市内で太陽光発電設備を設置し、売電事業を行っている

対象となる償却資産は全て申告

評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、所有していても申告は必要です。また、償却資産を処分した場合も申告が必要です。なお、自動車税（軽自動車税）の対象車両は対象外です。

申告方法

市が送付する申告書に、令和3年1月1日現在の償却資産の所有状況を記入し、1月末日期限で資産税課（紫色10番）、または各総合支所市民生活課、各地区市民センターに提出。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う軽減措置

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少した中小事業者を対象に、事業用家屋や償却資産に対する固定資産税と、事業用家屋に対する都市計画税を軽減します。詳しくは市ホームページを確認ください。



新築や増築、取り壊しの届け出

建物を新築・増築・取り壊した場合、必ず連絡ください。※取り壊しの連絡がない場合、そのまま課税されることがあります

住宅の省エネ・耐震・バリアフリー改修の減額制度

申告した翌年度分のみ、各基準に該当した工事種別に応じて減額します。申告期限は、工事完了後3カ月以内です。着工前に、市ホームページを確認ください。



都城市が2年連続プラチナ大賞「優秀賞」受賞

10月22日、東京でプラチナ大賞の最終審査発表会が行われました。本市は、おくやみ窓口を中心とした「高齢化社会を支えるおくやみフルサポート事業」について、プレゼンテーションを実施。見事、優秀賞・ライフデザイン賞を受賞しました。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161



【評価のポイント】

「マイナンバーカードを活用し、これまでの複数の窓口にまたがっていた死亡手続きの簡素化と、一元的な相談を担うおくやみ窓口を開設し、滞在時間を削減するだけでなく、遺族の負担も軽減。アンケートでは利用者の99・5%が「満足している」と回答するなど、これからの時代にふさわしい新たな取り組み」と評価されました。

プラチナ大賞

イノベーション（技術革新）による新産業の創出や、アイデアあふれる方策などにより、社会や地域の課題を解決している自治体や企業などの取り組みを評価。これらを高齢化や環境、産業・雇用の3つの側面から問題の解決を目指す「プラチナ社会」のモデルとして広く周知し、さらなる広がりにつなげることを目的としています。